

データセンターサービス（マネージドホスティングサービス・プラス）利用規約

平成 16年 11月 5日 制定

平成 22年 11月 1日 改定

ソフトバンクテレコム株式会社

データセンターサービス(マネージドホスティングサービス・プラス)利用規約

目次

第1章 総則	3
第1条(取扱いの準則等).....	3
第2条(規約の変更).....	3
第3条(用語の定義).....	3
第2章 サービスの種類等	3
第4条(サービスの種類と品目等).....	3
第3章 利用契約	5
第5条(利用申込).....	5
第6条(利用申込の承諾).....	5
第7条(最低利用期間).....	5
第8条(サービスの種類および品目等の追加変更等).....	6
第9条(権利譲渡の禁止).....	6
第10条(お客様の地位の承継).....	6
第11条(お客様の氏名等の変更).....	6
第12条(当社が行う利用契約の解除).....	6
第13条(お客様が行う利用契約の解除).....	6
第4章 提供サービス	6
第14条(サーバ運用規定).....	6
第15条(サーバ運用の規定外作業他).....	6
第16条(サービスの品質保証).....	7
第5章 料金等	7
第17条(料金等).....	7
第18条(初期設定費の支払義務).....	7
第19条(利用料の支払義務).....	7
第20条(規定外作業費他の支払義務).....	7
第21条(料金等の支払い).....	7
第22条(割増金).....	8
第23条(遅延損害金).....	8
第24条(サービス保証違背の場合の減額).....	8
第6章 提供の停止等	8
第25条(提供の停止).....	8
第26条(禁止される行為).....	8
第27条(情報の削除).....	9
第28条(提供の中止).....	9
第29条(利用の制限).....	9
第7章 雑則	9
第30条(機密保持).....	9
第31条(保守).....	10
第32条(免責).....	10
第33条(個人情報利用).....	10
第34条(協議事項).....	10
第35条(合意管轄).....	10
別表第1号 料金等および計算方法	11
別表第2号 サーバ運用規定	16
別表第3号 品質保証基準	18
附則1	19
附則2	19
附則	19

第1章 総則

(取扱いの準則等)

第1条 当社は、日本国の法令による他、このデータセンターサービス(マネージドホスティングサービス・プラス)利用規約(以下「この規約」といいます。)によってホスティングサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 この規約は、平成21年1月12日において、この規約に基づいて本サービスに係る利用契約を締結しているものに限り適用します。

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。かかる変更が行われた場合は、料金その他の提供条件は変更後のデータセンターサービス(マネージドホスティングサービス・プラス)利用規約が適用されます。

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けとること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
お客様	当社と本サービスの利用契約を締結している方
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるためにお客様が行う契約
端末設備	当社がデータセンター内に設置し、お客様に本サービスを提供するために運用を行うサーバ等の電気通信設備
インターネット接続サービス	当社の電気通信設備を介して、データセンター内の端末設備とインターネットとの間をTCP/IPプロトコルで相互に接続し、電子メール交換、ファイル転送、遠隔コマンド実行、データベース検索等の通信機能を提供するサービス
データセンター	当社がお客様に対して本サービス他の提供を行うために運営し、お客様が利用するサーバ等の電気通信設備を収容する施設
ホスティングサービス	お客様が、当社がデータセンター内に設置および運用を行うワールドワイドウェブサーバ他の端末設備を利用し、併せてインターネット接続サービスの利用を行うことができるサービスの総称
接続用回線	当社がデータセンター内に敷設をする電気通信回線設備であり、データセンター内のバックボーン回線(接続用回線を収容してインターネットと接続をする電気通信回線設備のことをいう)とお客様の端末設備との接続に用いるもの
プライバシーポリシー	総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号。以下同じとする。)」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表する。

第2章 サービスの種類等

(サービスの種類と品目等)

第4条 基本サービスの種類と品目等(品目又は細目をいいます。以下同じとします。)は、次の通りとします。

(1)サーバの細目 基本サービスで提供するサーバの細目は次の通りとし、細目毎に接続用回線の種類及び品目を提供します。

細目	提供回線種類
タイプ1【ベーシック】	ベストエフォートタイプ
	帯域保証タイプ
タイプ2【アドバンスド】	帯域保証タイプ
タイプ3【プレミアム】	

(2)接続用回線サービスの種類

種 類	内 容
ベストエフォートタイプ	当社がデータセンターに設置するサーバ1台をお客様専用で利用し、お客様のドメイン名を利用した専用環境でのホスティングサービスを提供する。お客様の利用するサーバとバックボーン回線との接続には、当社で用意するスイッチングハブ装置を介し、複数のお客様での共用で100メガイーサネット回線を利用する。
帯域保証タイプ	当社がデータセンターに設置するサーバ1台もしくは複数台をお客様専用で利用し、お客様のドメイン名を利用した専用環境でのホスティングサービスを提供する。お客様の利用するサーバとバックボーン回線との接続は、当社の用意する帯域制御装置を介して行い、お客様の契約する品目に定める接続帯域にて利用可能帯域の制御を行う。

(3)接続用回線サービスの品目

種 類	品 目	内 容
ベストエフォートタイプ	ベストエフォートタイプ	前号(提供サービスの種類)で定める通りとする。
帯域保証タイプ	帯域保証タイプ(1M固定)	1 Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。
	帯域保証タイプ(2M固定)	2Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。
	帯域保証タイプ(3M固定)	3Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。
	帯域保証タイプ(4M固定)	4Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。
	帯域保証タイプ(5M固定)	5Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。
	帯域保証タイプ(6M固定)	6Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。
	帯域保証タイプ(7M固定)	7Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。
	帯域保証タイプ(8M固定)	8Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。
	帯域保証タイプ(9M固定)	9Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。
	帯域保証タイプ(10M固定)	10Mbpsの固定帯域で、当社の用意する帯域制御装置を介してバックボーン回線との接続を行う。

2 オプションサービスの種類と細目は、次の通りとします。

(1)オプションサービスの種類

種 類	内 容
付加価値サービスオプション	お客様に標準提供を行うサービスに加え、データバックアップ、仮想サイト他のサービスを追加で提供する。
ソフトウェア追加オプション	標準提供を行うソフトウェアに加え、提供ソフトを追加で提供する。
ハードウェア追加オプション	お客様に標準で提供を行うサーバのメモリー他の追加、複数台のサーバ、ファイアウォール、ロードバランサーの提供を行う。
運用サービスオプション	お客様の依頼に基づき、あらかじめお客さまと協議の上合意された手順・条件に従い、随時、設定・保守・運用等の作業を代行する。

(2)オプションサービスの細目

種 類	細 目	内 容
付 加 価 値 サ ー ビ ス オ プ シ ョ ン	データバックアップオプション	お客様の利用サーバの過去7日分のデータバックアップを行う。
	仮想サイト追加	仮想サイト(URLベース)の提供を行う。
	サーバ証明書代行オプション	お客様に提供するサーバにサーバ証明書をインストールする必要がある場合、サーバ証明書の代行申請ならびにインストール作業をお客様に代わって行う。
ソ フ ト ウ ェ ア 追 加 オ プ シ ョ ン	MySQLオプション	MySQLソフトの提供を行う。
	PostgreSQLオプション	PostgreSQL ソフトの提供を行う。
	サーチオプション	サーチ機能を提供するためのソフト(当社所定)の提供を行う。

	ログ解析オプション	ログ解析ソフト（当社所定）の提供を行う。
	Javaオプション	開発言語Javaプログラムの提供を行う。
	Tomcatオプション	アプリケーションサーバTomcatの提供を行う。
ハードウェア追加オプション	メモリー追加オプション	お客様に提供するサーバにメモリーを追加する。
	ディスク変更オプション	お客様に提供するサーバのディスクを変更する。
	複数サーバオプション	帯域保証タイプをご利用のお客様に限り、複数台のサーバを提供する。
	ロードバランサーオプション	帯域保証タイプをご利用のお客様に限り、当社が提供する負荷分散機器を使用することにより、WEBサーバの負荷分散機能を提供する。
	ファイアウォールオプション	帯域保証タイプをご利用のお客様に限り、当社が提供するファイアウォール機器を使用することにより、ファイアウォール機能を提供する。
運用サービスオプション	サイボウズインストール代行	当社が代理販売するサイボウズ社のソフトウェアをお客様に代わって設定する。
	デスクネットインストール代行	当社が代理販売するデスクネット社のソフトウェアをお客様に代わって設定する。
	カスタムフリーインストール代行	お客様が指定するソフトウェアをお客様に代わって設定する。
	アプリケーション設定変更	当社が提供するソフトウェアに関する再インストール、バージョンアップ等の設定変更等をお客様に代わって行う。
	データ移行	サーバの移行に伴うWEBコンテンツに限定したデータ移行をお客様に代わって行う。
	ファイアウォール再設定	当社が提供するファイアウォールの初期化、各種設定等をお客様に代わって行う。

第3章 利用契約

（利用申込）

第5条 当社に利用契約の申込みをする方は、当社が別に定める契約申込書およびヒアリングシートに必要な事項を記載して当社に提出してください。

（利用申込の承諾）

第6条 当社は、利用申込の承諾をするにあたり、利用申込をした方との協議により提供するサービス内容の詳細、およびサービス開始予定日を決定するものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により、その開始予定日までに本サービスの利用を開始することができない場合は、当社はその利用を開始することができない理由及び利用が可能となる予定日を利用契約者に通知するものとします。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 利用申込みをする方が、本サービスの料金等、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 当社の業務の遂行上または技術上著しい困難があるとき。

（最低利用期間）

第7条 基本サービスの最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して、12ヶ月間とします。

2 お客様は、本サービスの提供を開始する前、または前項に定める最低利用期間内に利用契約が解除された場合には、当社が定める期日までに、残余の期間（基本サービスの提供の開始前の解除にあっては、12カ月）の初期設定費及び利用料に相当する額を支払わなければなりません。

3 付加価値サービスオプションの最低利用期間は1ヶ月間とします。

4 ハードウェア追加オプションのうち複数サーバ、ロードバランサー、ファイアウォールオプションの最低利用期間は12ヶ月とします。それ以外のハードウェア追加オプションに関する最低利用期間は、1ヶ月間とします。

5 ソフトウェア追加オプションのうちMySQL、PostgreSQLの最低利用期間は1ヶ月とします。

6 最低利用期間満了前に基本サービスの解約を行う場合は、同時にオプションの契約を解除し、お客様は最低利用期間満了までの残余期間の初期設定費および利用料に相当する額を支払うこととします。

7 オプション契約のみを解除する場合は、基本サービスが最低利用期間満了後であっても、お客様はオプションにかかる最低利用期間満了までの残余期間の初期設定費および利用料に相当する額を支払うこととします。

(サービスの種類および品目等の追加変更等)

第8条 お客様は、次の事項につき、変更等を請求することができます。この場合、当社が別に定める申込書を、(1)(3)(4)については変更等を希望する日の2週間前までに、(2)については4週間前までに当社に提出して下さい。

- (1) 接続用回線の種類もしくは品目の変更
- (2) サーバの細目の変更
- (3) ソフトウェア追加オプションの追加
- (4) ハードウェア追加オプションの追加

2 当社は、前項の請求があったときは、第5条(利用申込)、第6条(利用申込の承諾)および第7条(最低利用期間)の規定に準じて取り扱います。

3 基本サービスの種類もしくは品目等を変更する場合は、お客様は別表第1号で定める品目等変更手数料を支払うこととします。

4 お客様は、第7条(最低利用期間)に定める最低利用期間の満了前に本サービスの種類もしくは品目等の変更等による初期設定費及び利用料の減額があった場合、その差額を当社が定める期日までに一括して支払う義務があります。

5 お客様が、第7条(最低利用期間)に定める最低利用期間の満了後に本サービスの品目等の変更を行う場合、品目等変更を実施する当該月の月額利用料については、月額利用料が減額になる場合は品目等変更前の月額利用料を、月額利用料が増額になる場合は品目等変更後の月額利用料を適用することとします。

(権利譲渡の禁止)

第9条 お客様は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

(お客様の地位の承継)

第10条 相続または法人の合併によりお客様の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

2 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

(お客様の氏名等の変更)

第11条 お客様は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

(当社が行う利用契約の解除)

第12条 当社は、第25条(提供の停止)の規定により本サービスの利用を停止されたお客様が、提供の停止期間中になおそのサービス停止の理由となる事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、お客様が第25条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。

(お客様が行う利用契約の解除)

第13条 お客様は、本サービスの全てのサービスあるいは一部のサービスを解除しようとするときは、解除しようとする月の末日の2ヶ月前までに書面によりその旨を当社に通知してください。

第4章 提供サービス

(サーバ運用規定)

第14条 当社が提供するサービスについては、別表第2号「サーバ運用規定」に定めるとおりとします。

2 当社は別表第2号で定める規定を変更することがあり、かかる変更が行われた場合は、変更後の「サーバ運用規定」が適用されます。

(サーバ運用の規定外作業他)

第15条 当社が、第14条(サーバ運用規定)にて通常提供するサービスとして規定するサービスのほかは規定外作業とし、当社がお客様からの依頼に基づきこの規定外作業を行う場合は、当社はお客様に第17条(料金等)で定める料金を請求します。

2 当社は、ドメイン名を取得していないお客様に対して、当社がお客様のドメイン名申請手続きの代行をオプションサービスとして提供します。お客様がこのサービスを利用する場合は、当社はお客様に第

17条(料金等)で定めるドメイン名申請代行手数料を請求します。また、当社で取得できるドメイン名は、当社が別途定める通りとします。

(サービスの品質保証)

第16条 当社は、次の事項について本サービスの品質を保証するものとし、その保証基準は、別表第3号「品質保証基準」の項の定めによるものとし、

- (1) 可用性
- (2) 遅延時間
- (3) パケットロス

2 前項の規定は、第25条(利用の停止)から第29条(利用の制限)の規定に該当する事由があり、お客様の利用を停止、制限または中止する場合、および前項のサービスの品質保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第5章 料金等

(料金等)

第17条 本サービスの初期設定費、利用料他(以下「料金等」といいます。)は次のとおりとします。

区分	内容
初期設定費	利用契約締結の際に支払う、別表第1号の1項に定める料金
利用料	サービス開始日以降毎月支払う、別表第1号の2項に定める料金
規定外作業費	本約款に規定されていない規定外作業が必要な場合、当社がお客様に個別にお見積もりを行います。
品目等変更手数料	当社が基本サービスの種類もしくは品目等の変更を行う場合、別表第1号の4項に定める料金をご請求します。

(初期設定費の支払義務)

第18条 お客様は、利用申込を行い、当社からその承諾を受けたときは、初期設定費を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する初期設定費の額は、別に定める料金の額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。尚、初期設定費は、解約時にも返却いたしません。

(利用料の支払義務)

第19条 お客様は、当社が利用契約に係る本サービスの提供を開始した日から起算して、その利用契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。)について、利用料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する利用料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 お客様は、第25条(提供の停止)の規定により本サービスの提供を停止された場合であっても提供停止期間中における利用料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する利用料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 お客様の責によらない事由により、本サービスの利用が全くできない状態(全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上そのサービスが利用できなかった時は、そのことを当社が知った時刻から使用することが可能となった時刻までの時間数を12で除した数(少数点以下の端数は切り捨てます。)に、サービスの利用が全くできなくなった該当品目等のサービスの当該月の利用料の月額額の60分の1を乗じて得た額を、お客様からの請求により、減額または返還します。ただし、本サービスの利用が全くできない状態が第16条(サービスの品質保証)で定める基準の違背による場合は、第24条(サービス保証違背の場合の減額)で定める減額のみを適用し、本条で定める減額は適用しないこととします。

(規定外作業費他の支払義務)

第20条 お客様は、本サービスの利用にとともに、当社が規定外作業費、ドメイン名申請代行手数料および品目等変更手数料を請求する場合は、その費用を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する料金の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の支払い)

第21条 お客様は、本サービスの料金等について、当社が別に定める期日までに、当社の指定する金融機関又は当社の事業所等において支払わなければなりません。

(割増金)

第22条 本サービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

(遅延損害金)

第23条 お客様は、本サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

(サービス保証違背の場合の減額)

第24条 お客様が契約する本サービスが、可用性については1ヶ月、遅延時間およびパケットロスについては2ヶ月連続して第16条(サービスの品質保証)に定める保証基準に違背した場合、減額対象となる状況が発生した月の翌月の請求料金(月額利用料)を減額します。

2 前項で定める請求料金(月額利用料)の減額は、減額対象となる状況が発生した月の翌月に請求を行う基本サービスの月額利用料に対して、別表第3号「品質保証基準」の項に定める減額率を乗じることにより行います。なお、この減額については、減額の対象となる当該サービスの月額利用料の額を上限とします。

3 下記に定める事由がある場合は、前2項の規定に関わらず、サービス保証違背の場合の減額は適用しません。

(1) 減額対象となる状況が発生した当該月において下記に定める事由がある場合

ア 本サービスの料金等、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき

イ 第26条(禁止される行為)で定めるいずれかの禁止行為を行ったとき

ウ ア及びイに掲げる事項のほか、この規約の規定に違反する行為をしたとき

(2) 減額対象となる状況が発生した当該月もしくは翌月において、当社もしくはお客様が当該サービスの利用契約を解除する場合

第6章 提供の停止等

(提供の停止)

第25条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

(1) 本サービスの料金等、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき

(2) 第14条(サーバ運用等)の規定に違反して、お客様が「サーバ運用規定」でお客様の義務もしくは責任と定めることを行わなかったとき、もしくは「サーバ運用規定」で禁止事項と定めることを行ったとき

(3) 第26条(禁止される行為)で定めるいずれかの禁止行為を行ったとき

(4) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(5) ベストエフォートタイプの接続回線利用時において、他のお客様のサービス提供に支障を及ぼすと当社が判断した場合

(6) 前各号に掲げる事項のほか、この規約の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときはあらかじめ、その理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。ただし、当社が緊急に前項の規定により本サービスの提供を停止する必要があると判断を行う場合は、当社はただちに本サービスの提供を停止することができるものとします。またこの場合、当社はおお客様に対して、サービス停止後にその理由、実施期日および実施期間を通知します。

(禁止される行為)

第26条 本サービスの利用において、次の各号の行為は禁止します。

(1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

(3) 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

(5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為

(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為

(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

(8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為

(9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為

- (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 迷惑メール（無断で第三者に送信される、広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール又は社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせるもしくはそのおそれのある電子メールをいいます。）を送信する行為
- (13) 顧客勧誘の手段に、迷惑メールを利用するWebサイトの運営を行う行為
- (14) 第三者の設備等または本サービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、第三者のID及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (22) その他、法令に違反する、もしくは違反のおそれのある行為、または公序良俗に違反し、もしくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

（情報の削除）

第27条 当社は、第26条(禁止される行為)の何れか一にお客様が該当すると判断したときは、お客様に何ら催告及び通知を行うことなく、当社が保有するお客様に係るすべての電磁的記録（以下「電磁的記録」といいます。）を削除することができるものとします。

（提供の中止）

第28条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 次条（利用の制限）の規定によるとき
- (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本条1項の規定によらず本サービスの提供を中止しようとするときは、90日の予告期間をもってお客様に通知の上、お客様との間の利用契約を解除し、本サービスの提供を中止することができるものとします。
- 4 当社は前2項の手続きを経ることにより、中止に伴ってお客様が被った被害について一切の責任を負わないものとします。

（利用の制限）

第29条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、データセンターの設備の一部または全部が滅失もしくは破損してサービスの提供が困難になった場合には、本サービスの提供を制限し、または中止できるものとします。

- 2 通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることができるものとします。

第7章 雑 則

（機密保持）

第30条 当社およびお客様は、この利用契約の契約期間中または終了後であっても、利用契約の履行に際し知り得た相手方の業務上の一切の機密（通信の秘密を含みます）を、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

- 2 刑事訴訟法、その他の法令の規定もしくは通信傍受法の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で、当社は前項の守秘義務を負わないこととします。

(保守)

第31条 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第32号）に適合するように維持します。

- 2 当社は、当社以外の電気通信事業者から賃借した電気通信回線設備が前項の事業用電気通信設備規則に適合するよう、その電気通信事業者に維持させます。
- 3 当社は、当社電気通信設備の保守のために電気通信サービスの提供を一時中断することがあります。その場合、お客様には事前に通知を行います。

(免責)

第32条 当社は、当社が提供する本サービスのトラブル、停止、休止あるいは中止によりお客様が蒙った損害については、原因如何を問わず、当社は一切責任を負わないこととします。

- 2 当社は、第三者がお客様の端末設備に、ログイン名等を不正に使用する等の方法で不正にネットワークを介したアクセスを行い、お客様または第三者に損害を与えた場合当社はその損害について何らの責任も負わないものとします。
- 3 本サービスの使用により、お客様が他のお客様または第三者に損害を与えた場合、お客様の責任と費用において解決をするものとし、当社に損害を蒙らせないものとします。

(個人情報の利用)

第33条 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、お客様に係る情報（申込時又はサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

- (1) お客様からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等のお客様に対する取扱い業務
- (2) 課金計算に係る業務
- (3) 料金請求に係る業務
- (4) 市場調査及びその分析
- (5) 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
- (6) 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対しお客様に係る個人情報を提供すること
- (7) 情報通信業界の発展及びお客様のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
- (8) 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応等の取扱い業務
- (9) その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務
- 2 前項に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、お客様に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
 - (1) 前項の第1号から第5号及び第7号（第1号については、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に規定する業務等
 - (2) 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供
- 3 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該お客様に係る情報について責任を有するものとします。
- 4 お客様は、前3項に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。
- 5 当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

(協議事項)

第34条 この規約に定めのない事項または利用契約の履行に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方で協議の上、円満に解決を図るものとします。

(合意管轄)

第35条 この規約に関連して生じたお客様と当社の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

別表第1号 料金等および計算方法

1. 初期設定費

(1) 基本サービス(サーバの細目:タイプ1)

サービス品目	料金	備考
ベストエフォートタイプ(100Mシェアード)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(1M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(2M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(3M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(4M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(5M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(6M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(7M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(8M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(9M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(10M固定)	150,000円	1加入あたり

(2) 基本サービス(サーバの細目:タイプ2)

サービス品目	料金	備考
帯域保証タイプ(1M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(2M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(3M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(4M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(5M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(6M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(7M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(8M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(9M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(10M固定)	250,000円	1加入あたり

(3) 基本サービス(サーバの細目:タイプ3)

サービス品目	料金	備考
帯域保証タイプ(1M固定)	350,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(2M固定)	350,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(3M固定)	350,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(4M固定)	350,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(5M固定)	350,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(6M固定)	350,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(7M固定)	350,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(8M固定)	350,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(9M固定)	350,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(10M固定)	350,000円	1加入あたり

(4)オプションサービス

種類及び細目				料金	備考
付加価値サービスオプション	仮想サイト追加			20,000円	1仮想サイトあたり
	データバックアップ (ディスク容量36GB)	タイプ2		80,000円	対象サーバ1台あたり (サーバ1台につき2のディスク容量が必要になります。)
		タイプ3		240,000円	
	データバックアップ (ディスク容量80GB)	タイプ1		40,000円	対象サーバ1台あたり (サーバ1台につき1のディスク容量が必要になります。)
	データバックアップ (ディスク容量72GB)	タイプ2		80,000円	対象サーバ1台あたり (サーバ1台につき2のディスク容量が必要になります。)
		タイプ3		240,000円	
	サーバ証明書代行オプション	サーバ証明書代行オプション手数料		30,000円	1サーバ証明書あたり (サーバ証明書は1年間有効となります。更新時にも同様の手数料が必要になります。)
		セキュア・サーバID利用料		81,000円	1セキュア・サーバIDあたり (サーバ証明書は1年間有効となります。更新時にも同様の利用料が必要になります。)
		グローバル・サーバID利用料		138,000円	1グローバル・サーバIDあたり (サーバ証明書は1年間有効となります。更新時にも同様の利用料が必要になります。)
	ソフトウェア追加オプション	MySQLオプション			20,000円
PostgreSQLオプション			20,000円		
サーチオプション			20,000円		
ログ解析オプション			20,000円		
Javaオプション			10,000円		
Tomcatオプション			30,000円		
ハードウェア追加オプション	メモリー追加	タイプ1及びタイプ2	1GB追加	50,000円	対象サーバ1台あたり
		タイプ3	2GB追加	100,000円	
		タイプ2	72GB	80,000円	
	ディスク変更	タイプ3	72GB	160,000円	
		タイプ1		150,000円	サーバ1台あたり
	タイプ2		250,000円		
	タイプ3		350,000円		
	ファイアウォールオプション			50,000円	1グローバルIPアドレスあたり (複数サーバで利用する場合には、初期費用のみ必要になります。)
	ロードバランサーオプション			250,000円	ロードバランサー1台あたり

運 用 サービ スオプ ション	サイボウズインストール代行	30,000円	1作業あたり
	デスクネットインストール代行	30,000円	1作業あたり
	カスタムフリーインストール代行	50,000円	1作業あたり (作業内容に応じて別途料金が発生 する場合があります。)
	アプリケーション設定変更	30,000円	
	データ移行	30,000円	サイト毎の1作業あたり
	ファイアウォール再設定	10,000円	

2. 利用料

(1) 基本サービス(サーバの細目:タイプ1)

サービス品目	料金(月額)	備考
ベストエフォートタイプ(100Mシェアード)	80,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(1M固定)	80,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(2M固定)	100,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(3M固定)	120,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(4M固定)	140,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(5M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(6M固定)	160,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(7M固定)	170,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(8M固定)	180,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(9M固定)	190,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(10M固定)	200,000円	1加入あたり

(2) 基本サービス(サーバの細目:タイプ2)

サービス品目	料金(月額)	備考
帯域保証タイプ(1M固定)	100,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(2M固定)	120,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(3M固定)	140,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(4M固定)	160,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(5M固定)	180,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(6M固定)	190,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(7M固定)	200,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(8M固定)	210,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(9M固定)	220,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(10M固定)	230,000円	1加入あたり

(3) 基本サービス(サーバの細目:タイプ3)

サービス品目	料金(月額)	備考
帯域保証タイプ(1M固定)	130,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(2M固定)	150,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(3M固定)	170,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(4M固定)	190,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(5M固定)	210,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(6M固定)	220,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(7M固定)	230,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(8M固定)	240,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(9M固定)	250,000円	1加入あたり
帯域保証タイプ(10M固定)	260,000円	1加入あたり

(4) オプションサービス

種類及び細目		料金（月額）	備考	
付加価値サービスオプション	仮想サイト追加	10,000円	1 仮想サイトあたり	
	データバックアップ（ディスク容量36GB）	タイプ2	40,000円	対象サーバ1台あたり （サーバ1台につき2のディスク容量が必要になります。）
		タイプ3	120,000円	対象サーバ1台あたり （サーバ1台につき6のディスク容量が必要になります。）
	データバックアップ（ディスク容量80GB）	タイプ1	40,000円	対象サーバ1台あたり （サーバ1台につき1のディスク容量が必要になります。）
	データバックアップ（ディスク容量72GB）	タイプ2	80,000円	対象サーバ1台あたり （サーバ1台につき2のディスク容量が必要になります。）
		タイプ3	240,000円	対象サーバ1台あたり （サーバ1台につき6のディスク容量が必要になります。）
ソフトウェア追加オプション	MySQLオプション	10,000円		
	PostgreSQLオプション	10,000円		
	Tomcatオプション	10,000円		
ハードウェア追加オプション	複数サーバオプション	タイプ1	70,000円	サーバ1台あたり
		タイプ2	90,000円	
		タイプ3	120,000円	
	ファイアウォールオプション		15,000円	1グローバルIPアドレスあたり
	ロードバランサーオプション		67,000円	ロードバランサー1台あたり

3. 品目等変更手数料

区分	料金
接続回線種類変更手数料	20,000円
接続回線品目変更手数料	50,000円

区分	料金	
サーバの細目変更手数料	タイプ1からタイプ2又はタイプ3への変更	変更先のサーバの細目との初期費用の差分
	タイプ3からタイプ1又はタイプ2への変更	変更先のサーバの細目の初期費用
	タイプ2からタイプ1への変更	変更先のサーバの細目の初期費用

4. 料金の計算方法

- (1) 当社は、お客様がその利用契約に基づき支払う利用料は、料金月（1の暦月の起算日（当社が利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までをいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- (2) 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 料金月の初日以外の日に基本サービス又はオプションサービスの提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の初日以外の日に基本サービス又はオプションサービスの解除があったとき
 - ウ 料金月の初日に基本サービス又はオプションサービスの提供を開始し、その日に解除があったとき
 - エ 料金月の初日以外の日に利用料の額の改定があったとき。この場合改定後の利用料はその改定があった日から適用します。
 - オ 料金月の初日以外の日に基本サービス又はオプションサービスの品目等の変更等により利用料の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
 - カ 第4号の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- (3) 前号の規定による利用料の日割は暦日数により行います。
- (4) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1号に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

5. 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

6. 消費税相当額の加算

第18条（初期設定費の支払義務）、第19条（利用料の支払義務）、第20条（規定外作業費他）の規定により支払いを要する料金の額は、上記1,2及び3に規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

別表第2号 サーバ運用規定

本サービスにおけるサーバ運用は、次の通りとします。

1. サーバの設置環境

データセンターに設置したサーバ1台もしくは複数台をお客様専用で利用します。また、そのサーバとバックボーンとの接続は、お客様の加入契約に応じた接続形態およびデータ帯域による接続用回線を利用します。

(1)当社がお客様への本サービスの提供を行うために利用するサーバ（以下、専用型サーバという）の機種および仕様については、当社が別途定める通りとします。

(2)当社が本サービスでお客様に提供するアプリケーションは、下記の通りとします。ただし、当社がお客様に提供を行うソフトウェア、ソフトウェアのバージョン、および提供機能等については当社が当社の判断により決定あるいは変更することができるものとし、当社は当社の判断によりお客様へ提供するソフトウェアのバージョンの更新等を行うことができるものとし、

ワールドワイドウェブ
メール
ファイル転送
メーリングリスト
その他当社が定めるソフトウェア

(3)当社では、ソフトウェアの提供にあたっては、お客様向けご案内資料等（ユーザーマニュアル、ソフトウェア個別提供覚書他）でそのソフトウェア利用にあたっての条件等を定めますので、その条件に従って利用してください。また、この提供条件については、当社で随時、追加・変更することができるものとします。

(4)DNSサーバは、本サービスではセカンダリDNSのみを基本サービスとして提供します。必要に応じて、別途、当社のDNSホスティングサービスに加入してください。

2. ドメイン名

お客様がドメイン名を取得している場合は、そのドメイン名を利用できます。ただし、お客様がドメイン名を取得していない場合は、当社は有償にてドメイン申請代行サービスを提供します。ご希望がある場合には、ドメイン取得代行サービスの利用申込みを行ってください。

3. サーバ初期設定およびアプリケーション設定他

お客様の利用する専用型サーバのサーバ初期設定およびアプリケーション設定については、お客様がヒアリングシートにて記載した内容に基づいて当社が行うものとします。

4. サイト管理者のユーザ名およびパスワード

当社は、お客様の加入後、お客様が専用型サーバの利用（専用型サーバへのコンテンツの初期登録を含む）を開始することを可能とするための準備を行い、その準備が完了しましたら、当社はおお客様の運用管理責任者（お客様がヒアリングシートに記載する運用管理責任者のことをいう、以下同じ。）宛てに郵送またはファクシミリにて、当社がお客様に割り当てたIPアドレス、コンテンツアップロードのためのFTPアカウントおよびパスワードを記述したFTPアカウント通知書を送付します。このFTPアカウントのパスワードについては、お客様は当社が別途定める方法により変更することができるものとし、FTPのアカウントおよびパスワードについては、お客様の責任において厳重に管理をしてください。

5. お客様によるサーバ運用

(1)本サービスにおいては、お客様の責任により、専用型サーバおよびそのソフトウェア（専用型サーバおよびそのソフトウェアには、ハードウェア、オペレーションシステム、アプリケーション、およびそのサーバで利用するその他のソフトウェアを含む）とおお客様のコンテンツとの稼働性の確認を行い、専用型サーバへのユーザアカウント等の設定、およびコンテンツの登録等（当社への専用型サーバの設定の作業指示等を含む）を行うものとします。また、以下の作業はお客様が責任をもって行うものとします。

コンテンツの専用型サーバへの初期登録および入替え作業
ユーザアカウントおよびパスワードの設定、変更、追加および削除
メールアカウントおよびパスワードの設定、変更、追加および削除
メーリングリストの設定、変更、追加および削除
ディスク容量の管理

(2)お客様は、お客様の運用するドメインの運用責任およびモラルの遵守責任をおうものとし、そのドメインのもとで、スパムメールや不正アクセスなど第三者に対して被害を与えた場合や、第三者からクレーム等を当社もしくはお客様が受けた場合は、お客様が責任をもってその解決を行う義務があるものとします。また、お客様がユーザアカウント、メールアドレスあるいはメーリングリストを登録するユーザーについては、お客様が責任をもってそのユーザーに対してモラル遵守等の必要な教育、注意あるいは指導

等を行うこととし、そのユーザーの本サービスの使用についてはすべてお客様が責任をもつものとし、

6. 運用開始後の利用サービスの追加および設定変更

専用型サーバの運用開始後、お客様自身で専用型サーバへのサービス追加あるいは設定変更を行うことができない機能については、当社にて追加あるいは設定の変更を行うものとし、お客様は、お客様の希望する実施日の3営業日以前の当社営業時間内に、当社が別途定める申込書に必要事項を記載し、当社に提出してください。ただし、お客様が利用できるソフトウェアは、1項(2)号で定める当社が提供するソフトウェアに限定するものとし、また、サービス追加および専用型サーバの設定変更は、原則として、サーバ管理者画面で行うことができるもののみとし、専用型サーバのコンフィグレーションファイル等の変更が必要となる作業については行わないものとし、

7. ディスク容量の通知

お客様が実際に使用しているディスク容量については、専用型サーバのユーザー管理画面にてお客様の運用管理責任者が確認をすることができるものとし、

8. お客様のサーバ運用の制限事項

(1) お客様が利用する専用型サーバへのアプリケーションもしくはソフトウェアのインストールについては、1項(サーバの設置環境)の規定に従い、当社が行うものとし、お客様自身が専用型サーバへのアプリケーションもしくはソフトウェアのインストールを行うことは禁止します。

(2) お客様が本サービスを直接的あるいは間接的に利用して、法人あるいは個人に対してインターネット接続他のサービスの提供を行う場合は、お客様が行うサービスの内容および本サービスの利用方法等について当社が承諾することを必要とし、当社の承諾なく、お客様が本サービスを利用してインターネット接続他のサービス提供を行うことは禁止します。また、当社がお客様の本サービスを利用したインターネット接続他のサービス提供を承諾するにあたり、その利用方法あるいは制約等の条件をつける場合は、お客様はその利用方法あるいは制約等の条件に従うものとし、

(3) ベストエフォートタイプを利用するお客様のAnonymousFTPの利用については、通常発生するトラフィックに比べ大量なトラフィックが一時的にあるいは継続的に発生し、他のお客様のサーバ運用に影響がでる、あるいは影響がでるおそれがあると当社で判断した場合は、AnonymousFTPのご利用をお断りする場合があります。

(4) お客様はデータセンターにお客様の端末設備の持ち込み、コンソールポートの利用、あるいは当社または当社以外の電気通信事業者の電気通信回線の引き込みを行うことはできません。

9. 当社によるサーバ運用

当社は、専用型サーバに関して負荷状況やインターネットとの接続性の監視を行い、お客様の利用する本サービスの品質を保持するよう対処します。

10. 品目等変更、ハードウェア追加オプションを利用する際の運用上の注意事項

(1) お客様がご利用になる基本サービスの回線種類(ベストエフォートタイプと帯域保証タイプ)の変更を行う場合には、IPアドレスの変更が必要になります。当社のDNSホスティングサービスをご利用ではなく、お客様がDNSサーバの運用を行っている場合、お客様で変更の作業を行ってください。

(2) サーバの細目を変更する場合、変更前と変更後のサーバの並行運用期間を1ヶ月まで設けます。基本ソフトウェアのデータと設定内容の移行については、当社が実施します。オプションサービスについては、加入時と同様の設定内容のみ当社にて行いますが、新しいサーバへのコンテンツの移行についてはお客様の責任において行ってください。但し、運用サービスオプション「データ移行」の契約により、ユーザの指示に基づき指定のディレクトリを指定の場所に複製することは可能です。

(3) サーバの細目の変更や基本サービスの利用開始後に、ハードウェア追加オプション(メモリー追加オプション)を追加利用する場合は、作業を行う間サーバの運用を停止します。

(4) サーバの細目をダウングレードする場合には、そのディスク容量等から変更ができない場合があるため、事前にご相談ください。

別表第3号 品質保証基準

1. 品質保証適用サービス

保証内容	サービス名
可用性	基本サービス(ベストエフォートタイプ、帯域保証タイプ)
遅延時間	基本サービス(ベストエフォートタイプ、帯域保証タイプ)
パケットロス	基本サービス(ベストエフォートタイプ、帯域保証タイプ)

2. 可用性の保証内容および減額基準

(1)保証内容(目標値)

別に定める提供区間における、インターネットプロトコルによる相互通信が常時利用可能であることを保証します。

(2)減額基準

ご利用不能の状態が月間合計で30分以上あった場合、料金の一部もしくは全額を減額します。

(3)減額する金額 月間合計の利用不能時間につき

ネットワーク断の合計時間	減額金額
30分～4時間	月額利用料の1/30
4時間～24時間	月額利用料の3/30
24時間～72時間	月額利用料の5/30
72時間以上	月額利用料の1ヶ月分

3. 遅延時間の保証内容および減額基準

(1)保証内容

別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定した往復遅延時間(その1の提供区間の一端から送信したIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。)の月あたり平均値(以下、「平均往復遅延時間」といいます。)が2ヶ月連続して40msを超えないことを保証します。

(2)減額基準

平均往復遅延時間が2ヶ月連続で40msを超えた場合、料金の一部を減額します。

(3)減額する金額

月額利用料金の1/30の減額を行います。

4. パケットロスの保証内容および減額基準

(1)保証内容

別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定したパケットロス率(その1の提供区間の一端から送信したIPパケットのその提供区間における損失率をいいます。)の月あたり平均値(以下、「平均パケットロス率」といいます。)が2ヶ月連続して1%を超えないことを保証します。

(2)減額基準

平均パケットロス率が2ヶ月連続で1%を超えた場合、料金の一部を減額します。

(3)減額する金額

月額利用料金の1/30の減額を行います。

5. サービス品質保証における減額対象外

下記の場合は、サービス品質保証による減額の対象外とします。

- 計画停止、および緊急時のメンテナンスによる利用不能状態
- 天災、事変その他の非常事態が発生し、サービスの提供が困難になった場合
- 外部からのアタック等の外部要因により接続性が損なわれた場合
- お客様の利用停止または利用中止期間中に発生した障害
- インターネットへの部分的な到達性が損なわれた場合(一部の通信のIP疎通の不能等)
- SLA保証範囲外の故障

附則1

この規約は平成16年 11月 5日から実施します。
 この規約は平成17年 2月 1日から実施します。
 この規約は平成17年 3月 29日から実施します。
 この規約は平成17年 4月 1日から実施します。

附則2

平成17年4月1日よりJENS株式会社はこの規約により日本テレコム株式会社に社名変更を行います。平成17年3月31日以前にJENS株式会社とご契約いただいているお客様は、JENSデータセンターサービス(マネージドホスティングサービスプラス)の利用契約を再度締結する必要はありません。

附則

(実施期日)

- この改正規定は、平成17年10月17日から実施します。
- (JENSデータセンターサービス(マネージドホスティング・プラス)の料金の計算方法に関する経過措置)
 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供しているJENSデータセンターサービス(マネージドホスティングサービス・プラス)及びこの改正規定実施の日以降提供を開始するJENSデータセンターサービス(マネージドホスティングサービス・プラス)のうち別に定めるものに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
 (1) お客様は本サービスのサービス利用の開始日よりサービス利用の終了月まで月額利用料の全額を当社に支払うものとし、サービス利用の開始月もしくはサービス終了月の利用期間に応じた料金の日割り計算は行わないものとし、ただし、サービス利用の開始月の利用料については下記に定める計算方法により利用料を支払うものとし、

基本サービス又はオプションサービスの提供を開始した月のサービス料金	その月の末日から基本サービス又はオプションサービスの提供を開始した場合	無料
	その月の末日以外の日から基本サービス又はオプションサービスの提供を開始した場合	基本サービス又はオプションサービス開始日から起算し、その月の末日までの利用日数に、基本サービス又はオプションサービスに係る利用料の月額30分の1を乗じて得た額
基本サービス又はオプションサービスの提供を開始した月の翌月及びこれに引き続く各月のサービス料金	その月の初日から末日までの期間利用した場合	基本サービス又はオプションサービスに係る利用料の月額
	その月の末日に契約が終了した場合	
	その月の末日以外の日に契約が終了した場合	

(料金の支払に関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- この改正規定は、平成17年12月2日から実施します。
- (JENSデータセンターサービス(マネージドホスティングサービス・プラス)利用規約の名称変更)
 この改正規定実施の日において、JENSデータセンターサービス(マネージドホスティングサービス・プラス)利用規約はデータセンターサービス(マネージドホスティングサービス・プラス)利用規約に変更します。
- (ホスティングサービスに関する経過措置)
 この改正規定実施の際に、改正前のJENSデータセンターサービス(マネージドホスティングサービス・プラス)利用規約の規定により当社が締結しているホスティングサービスに係る利用契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの規約の規定により当社が締結したホスティングサービスに係る利用契約とみなします。

附則

(実施期日)

- この改正規定は、平成18年 8月14日から実施します。
- (ハードウェア追加オプションに係る経過措置)
 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供しているハードウェア追加オプションに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1)初期設定費

サービス品目		料金	備考
メモリー追加 (サーバタイプ：スタンダード)	256MB追加	50,000円	対象サーバ1台あたり
	768MB追加	90,000円	

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。

(ホスティングサービスに係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているホスティングサービスに関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 基本サービスの種類と品目等は、次の通りとします。

ア サーバの細目 基本サービスで提供するサーバの細目は、次の通りとし、細目毎に接続用回線の種類及び品目を提供します。

サーバの細目	提供回線種類
スタンダード	ベストエフォートタイプ 帯域保証タイプ
プロフェッショナル	帯域保証タイプ
エンタープライズ	

(2) ハードウェア追加オプションに関する初期設定費

種類及び細目		料金	備考
メモリー追加 (サーバの細目：スタンダード)	512MB追加	70,000円	対象サーバ1台あたり
メモリー追加 (サーバの細目：プロフェッショナル・エンタープライズ)	512MB追加	65,000円	
	1GB追加	100,000円	
	1.5GB追加	135,000円	
ディスク変更 (サーバタイプ：プロフェッショナル・エンタープライズ)	73GB	60,000円	

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年8月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年1月13日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(データセンターサービス(マネージドホスティング・プラス)の料金の計算方法に関する経過措置)

2 当社は、平成17年10月17日実施の附則(涉外第17-0201号)のデータセンターサービス(マネージドホスティング・プラス)の料金の計算方法に関する規定の適用を受けているお客様について、当該規定の適用を終了し、この改正規定実施の日から、この規約の別表第1号の規定を適用するものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。